

適合証明業務手数料

令和7年4月1日改正

別表1 (適合証明業務申請手数料)

【新築住宅】

税込金額 (単位: 円)

申請形態	設計検査			現場検査	
	一般料金	フラット35S		中間検査	適合証明
		耐久性等	耐震性等		
戸建住宅	31,900 (27,500)	33,000 (28,600)	52,800 (48,400)	23,100	24,200 (19,800)
共同住宅等 (一棟ごと)	88,000 (82,500)	93,500 (88,000)	105,600 (100,100)	—	16,500+(5,500×N) 11,000+(5,500×N)

(N=適合証明戸数)

- 注) ・フラット35S欄 耐久性等: バリアフリー性・耐久性・可変性 基準
耐震性等: 省エネルギー性・耐震性 基準
- ・ () は、確認申請併願の場合
 - ・ フラット35Sで同基準に相当する証明書等(長期優良住宅等)が添付される場合は一般料金を適用する
 - ・ 賃貸住宅融資(省エネ住宅・サービス付き高齢者向け住宅)及び、まちづくり融資(賃貸住宅)の設計検査は、フラット35S欄の料金を適用する
 - ・ 竣工済み特例の手数料は、当該物件を通常に申請した場合の手数料の合計額とする

【リフォーム(グリーンリフォーム)】

税込金額 (単位: 円)

申請形態	設計検査			現場検査
	住宅全体の改修	住宅の部分改修	グリーンリフォームローンS	適合証明
断熱改修工事	30,800	27,500	34,100	22,000
省エネ設備工事	—	16,500	—	20,900

- 注) ・住宅全体の改修: 住宅全体の断熱性能を省エネ基準以上とする工事
- ・住宅の部分改修: 工事箇所の断熱性能を省エネ基準(仕様規定)とする工事又は、壁・天井または床に一定量以上の断熱材を使用する工事
 - ・省エネ設備工事: 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、高断熱浴槽等の設備を設置する工事。なお、設計検査手数料は設備ごとの手数料で、現場検査手数料は現場検査一回の手数料

その他留意事項

1. 当機関が交付した設計検査に関する申請書等の記載事項の誤記訂正願の申請は、その工事完了前までに行うものとし、申請手数料は3,300円(税込)とする。

上記以外の詳しい内容については、適合証明業務手数料規程を参照頂くか、当センターにお問い合わせください。